

平成30年12月10日

原子力安全対策室

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
に基づく連絡（平成30年11月分）について

本日、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（定期的に連絡するもの）（平成30年11月分）に該当する事象として、以下の連絡があった。

志賀原子力発電所2号機 換気空調設備フィルタの損傷について

11月8日、志賀原子力発電所2号機において、原子炉建屋やタービン建屋内の換気空調設備の点検を行ったところ、排気中の塵埃を除去するためのフィルタに損傷を確認した。

損傷が確認されたフィルタは交換した。

1, 2号機の他のフィルタについても外観点検を行い、損傷が確認されたフィルタは交換した。

原因は、フィルタの経年劣化に気づかず、使用したためと推定。  
フィルタは今後、定期的に取り替えるとともに、外観点検も実施する。

本事象による外部への放射能の影響はなかった。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参 考：北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

問い合わせ先

石川県危機管理監室

原子力安全対策室

外線直通 076-225-1465

県庁内線 4310